（法第二十一条第四項の国土交通省令で定める事項）

第二十九条の二十　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第四項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　介護休業申出及び法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第四項の介護両立支援制度等申出の申出先

三　（略）

（法第二十一条第四項の国土交通省令で定める措置）

第二十九条の二十一　第二十九条の十五の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第四項の国土交通省令で定める措置について準用する。

（法第二十一条第五項の国土交通省令で定める事項）

第二十九条の二十二　第二十九条の二十の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第五項の国土交通省令で定める事項について準用する。

（法第二十一条第五項の国土交通省令で定める期間）

第二十九条の二十三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第五項の国土交通省令で定める期間は、次の各号に掲げる期間のいずれかとする。

一・二　（略）

（法第二十一条第五項の国土交通省令で定める事項を知らせる方法）

第二十九条の二十四　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第五項の規定により、船員に対して、第二十九条の二十二において準用する第二十九条の二十に定める事項を知らせる場合は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

一～四　（略）

２　第二十九条の二十二において準用する第二十九条の二十に定める事項について、船員に対して、次の各号に掲げる方法により知らせた場合には、当該各号に定める装置又は機器により受信した時に当該船員に到達したものとみなす。

一・二　（略）

（法第二十二条の二の国土交通省令で定めるもの）

第三十一条の六　（略）

一　（略）

二　その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業等、子の看護等休暇及び法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項第四号に規定する休暇を除く。）を利用したものの数の合計数の割合

（法第二十三条の三第一項第一号の国土交通省令で定めるもの）

第三十二条の四　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、船員（日々雇用される者以外の者であって、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものに限る。）の申出に基づき適用する短期間の航海を行う船舶に乗り組ませることのできる制度とする。

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項）

第二十九条の十八　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　介護休業申出及び法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の介護両立支援制度等申出の申出先

三　（略）

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める措置）

第二十九条の十九　第二十九条の十五の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の国土交通省令で定める措置について準用する。

（法第二十一条第三項の国土交通省令で定める事項）

第二十九条の二十　第二十九条の十八の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第三項の国土交通省令で定める事項について準用する。

（法第二十一条第三項の国土交通省令で定める期間）

第二十九条の二十一　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第三項の国土交通省令で定める期間は、次の各号に掲げる期間のいずれかとする。

一・二　（略）

（法第二十一条第三項の国土交通省令で定める事項を知らせる方法）

第二十九条の二十二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第三項の規定により、船員に対して、第二十九条の二十において準用する第二十九条の十八に定める事項を知らせる場合は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

一～四　（略）

２　第二十九条の二十において準用する第二十九条の十八に定める事項について、船員に対して、次の各号に掲げる方法により知らせた場合には、当該各号に定める装置又は機器により受信した時に当該船員に到達したものとみなす。

一・二　（略）

（法第二十二条の二の国土交通省令で定めるもの）

第三十一条の六　（略）

一　（略）

二　その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業等及び子の看護等休暇を除く。）を利用したものの数の合計数の割合

（新設）